

飲酒運転の 撲滅に向けて (行動指針)



平成 2 1 年 7 月
山 形 県 教 育 委 員 会

「遺された親」として、今

言わないで下さい

言わないで下さい

「さびしいでしょう。」なんて

あなたのお子さんが県外の
大学へ行ってさびしいのと

同じにしないで下さい

言わないで下さい

「元氣になって良かった。」なんて

笑顔をつくってはいても

心は血を流しているんです

言わないで下さい

「お子さんの分まで生きて」なんて

私の命とひきかえに

あの子に助かってほしかったんです

言わないで下さい

「交通事故で良かった。」なんて

交通事故だから 加害者は

人を殺しても許されるんですか

大角 希伊子

言わないで下さい

「この世のすべては必然。」なんて

娘の命が奪われることは

とうに決まっていたというんですか

言わないで下さい

「子どもの死を無駄にするな。」なんて

あなたはその言葉こそが

私には一番の無駄に思えます

やめて下さい

あの子を過去のことにはしないで下さい

あの子は まだ私の中で

ちゃんと生きていますから

※『もう一度会いたい(遺族の手記) 第5集』

(社) 被害者支援都民センター) に掲載

～～飲酒運転で実刑判決を受けたKさんの手記より抜粋～～

※NPO 法人ASK (アルコール薬物問題全国市民協会) HPに掲載
(URL⇒ <http://www.ask.or.jp>)

甘かった認識

私は、飲酒運転を犯し、現在絶望と失意の日々を送っております。

お酒を飲んでも自分は運転がうまいし、酔わないから、運転しても事故さえ起こさなければ大丈夫・・・そんな風に考えることが恐ろしい過ちであることを、私は身をもって知りました。アルコールの影響下で運転をすることは、その事を認識しているいなくにかかわらず、運動能力、判断力など、運転する上で重要な鍵を握る各種の能力を著しく低下させ、第三者を巻き込む重大な事故を起こす可能性をもちます。

私の身に起こったことは、起こる寸前まで私の日々の暮らしからは想像がまったくできないものでした。

失ったものの大きさ

社会的地位も、経済的基盤も失い、呆然と反省することしか私にはできません。人生の全てが根元から変わってしまいました。違反を起こした日に戻れるなら、飲酒して運転することなど死んでもしない。しかし、どれほど望んでも時計の針を戻すことはできない。なんということをお前はしてしまったのか。そんな砂を嘔むような思いに苛まれながら、毎日時間が過ぎていきます。

お酒を飲んで運転し事故を起こし第三者を巻き込むことにより、一生を棒に振ってしまう人が後をたたないだけではありません。もし、幸いにして私のように事故を起こさないとしても、お酒を飲んで運転をすることは重大かつ深刻な犯罪であること。その行為を罰する法律は容赦なく厳格であることを忘れてはならないと思います。

そして、それは、あなたの人生にも起こりうることだということも。

目 次

職員の皆さんへ	1
I 「飲酒運転の撲滅に向けて(行動指針)」の背景等	2
II 「行動指針」	
1 職員自らの取組み	4
2 全庁的な取組み	6
3 各職場での取組み	8
(1) 日常の意識啓発	
(2) 飲酒時の具体的取組み	
(3) 家族等の協力	
(4) その他	
III 参考資料	12
・山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例	
・飲酒運転に係る罰則等	
・飲酒運転に係る懲戒処分の基準	
・飲酒運転撲滅の啓発チラシ	
・事故報告の手順	

職員の皆さんへ

～ この非常事態を職員みんなの力で乗り越えましょう！ ～

皆さん既に御承知のとおり、7月10日に、県職員が飲酒運転により現行犯逮捕されるという事件が発生しました。今年度に入ってから、県職員では2件目、警察官を含めた県関係職員では4件目の飲酒運転事案であります。また同日、県職員が痴漢行為で現行犯逮捕され、県関係職員の不祥事が立て続けに発生していることは、まさに「非常事態」です。

一日も早く、この非常事態を解消し、県民の皆様から再び信頼を回復していくことが必要です。そのためには、職員一人一人が、いま一度法令遵守の徹底を自覚し、職員一丸となって、高い倫理観の下で、飲酒運転撲滅に向けた実効性のある具体的な対応策に真剣に取り組んでいかなければなりません。

この間、皆さんから、各職場において飲酒運転撲滅のための具体的な取り組みについて議論していただき、それらを集約し、職員の総意として、この「飲酒運転の撲滅に向けて（行動指針）」を作成いたしました。

これから、職員一人一人がこの行動指針を自らのものとし、率先垂範を旨として、身近なところから着実に実行していくことが大事です。

皆さん、この行動指針の実施はもとより、法令遵守の徹底と倫理意識の向上に努め、また、全力でそれぞれの職務に取り組み、私とともに、職員一丸となって、この非常事態を乗り越え、県民の皆様の信頼を取り戻しながら、「活力ある山形県」の実現に向けて、頑張ってください。

平成21年7月

山形県知事 吉村 美栄子

追記

前のページの詩をもう一度読んでみてください。

そして、皆さんの大切な方の顔を思い浮かべてみてください。

これは、交通事故で19歳の娘さんを失った母親の手記にあった詩です。

家族の悲しみはこれでも表しきれないものがあると思います。また、いつまでも消えるものではないはずです。

飲酒運転という卑劣な行為で加害者になるということはあってはなりません。また、時として被害者になるおそれもあります。

みんなが、安心して幸せな生活を送れるよう、高い倫理観をもって飲酒運転撲滅に向けて行動しましょう。

I 「飲酒運転の撲滅に向けて（行動指針）」 の背景等

1 行動指針策定の背景

飲酒運転は、犯罪です。悲惨な結果を引き起こす危険な行為であり、全国でも厳罰化の動きが進んでいます。

県教育委員会では、懲戒処分の基準を明確化（平成 18 年 12 月 1 日施行）し、県民に対して、飲酒運転の撲滅も含めた強いメッセージを発信してきました。また、平成 20 年 3 月 21 日に「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」が施行され、県を挙げて飲酒運転の撲滅に取り組んでいます。

にもかかわらず、職員による飲酒運転がなくなるのはなぜでしょうか。

飲酒運転の事案が発生するたび、県政全体に対する県民の信頼が揺らぎます。また、県勢発展のために、日夜努力している大多数の職員の士気にも大きな影響を与えます。

飲酒運転をするのも止めるのも、他の誰かではなく「自分自身」です。職員一人一人が強い自覚を持って、飲酒運転撲滅のために行動を起こす必要があります。併せて、県民からの信頼を取り戻すためにも、全庁的に、また各職場として飲酒運転の撲滅に取り組んでいかなければなりません。

このため、各職場において職員同士が対話を通じて出し合った多くの具体的な取組みを集約し、職員の総意として、ここに行動指針として取りまとめました。

職員一人一人がこれを自らのものとしてしっかり受け止め、飲酒運転撲滅に向けた行動を着実に進めていかなければなりません。

さらに、この行動指針は、策定して終わりということではなく、新たな取組みも逐次追加することで、内容の充実を図り、取組みの実効性をより高めていくものです。

2 飲酒運転事案の特徴

飲酒運転も含めて懲戒処分の基準を明確化した平成18年12月以降、県職員による飲酒運転が複数発生しています。

発生した飲酒運転事案には、以下のような特徴があります。

飲酒運転は、土日などの勤務不要日に発生しています。

- 休日や勤務不要日であっても、山形県職員であることを自覚してください。
- 休日や勤務不要日には、職場の目が届きにくくなります。家族や周囲の協力を得て、飲酒運転をしないように日ごろから気をつけてください。

酔いが醒めたと、自分で思い込んで運転しています。

- 身体からアルコールが抜けるには、時間がかかります。
- 運転する前日は、飲酒を早めに切り上げましょう。

飲酒運転をした全員が後悔しています。

飲酒運転をした全員が、職場や家族に対して「申し訳ない」と後悔しています。

- 飲酒運転をしてしまったら取り返しがつかなくなることを、常に自覚してください。

(県職員による飲酒運転事案)

発生	事案の概要	処分
20年12月 (教育委員会)	私用で友人と深夜まで飲酒した後、帰宅しようとして衝突事故を起こし警察に連絡。飲酒検知の結果、酒気帯び運転となり検挙。	懲戒免職
20年12月 (知事部局)	職場の忘年会に参加し、宿泊予定のところ、途中で帰宅しようとして2車線道路を逆走し人身事故。飲酒検知の結果、酒気帯び運転で現行犯逮捕。	懲戒免職
21年5月 (県警察)	同僚と飲酒後、仮眠を取った後帰宅しようとして自損事故を起こした。飲酒検知の結果、酒気帯び運転となり現行犯逮捕。	懲戒免職
21年6月 (知事部局)	私用で友人と深夜まで酒を飲み、駐車場に止めてあった自分の車の中で仮眠。翌土曜日の朝、酔いが醒めたとして車を運転し、警ら中の警察官から酒気帯び運転で検挙。 ※ 飲酒後6時間、酔いが醒めたと誤認	懲戒免職
21年7月 (県警察)	非番の日、飲酒した後車を運転し、乗用車に接触事故。飲酒検知の結果、酒気帯び運転で現行犯逮捕。	懲戒免職
21年7月 (知事部局)	三交替制の勤務不要日、飲酒後車を運転し対向車線にはみ出し、大型トラックに接触事故。飲酒検知の結果、酒酔い運転で現行犯逮捕。	未了

Ⅱ 「行動指針」

1 職員自らの取組み

飲酒運転をするのも止めるのも、他の誰かではなく、「自分自身」です。飲酒運転をしないという強い自覚を持って行動することが大切です。自らが、飲酒運転をしないために何ができるか、できることから実践しましょう。

- 休日や勤務不要日であっても、山形県職員であることを常に自覚する。
- 飲酒するとどうなるかを自覚する。
(陽気になる、饒舌になる、喜怒哀楽が激しくなる、記憶をなくす 等)
- 自分の飲酒の限界を知ったうえで、体調を考えながら飲酒する。
- 深酒はしない。深酒をした翌日の運転はしない。
- 飲み会に参加する場合は、あらかじめ帰宅時間を決めておく。
- 飲酒する可能性がある場合は、車を運転しない。また、車の鍵を持ち歩かない。
- アルコールチェッカーなどで健康状態を把握したうえで運転する。
- 職場PCのデスクトップ画面やスクリーンセーバー等に「飲酒運転撲滅」等のスローガンを掲載し、常に飲酒運転はしないことを意識しておく。
- 飲酒についての正しい知識を持つ。チェックリスト(P5)を活用して、自己管理に努める。

《飲酒運転防止のためのチェックリスト》

■職員用

Yes No

- 飲酒運転に対する罰則や処分の内容について説明できる
- 少しの飲酒でも、注意力や反応速度に影響があることを知っている
- 少しの飲酒でも「飲んだら乗らない」を徹底している
- アルコールは、体質や飲酒量によって8時間以上経過しても抜けきらない場合があることを知っている
- 飲酒する場所に車で行かないことにしている
- 深夜まで飲んだときは、翌日、運転しないようにしている
- 車を運転する者に酒を勧めること、飲酒運転と知って同乗することも自ら運転を行うことと同様に許されないことを知っている
- 飲んで運転しようとしている同僚に「乗るな。」と言える
- アルコール依存の傾向はない（又は専門機関に相談している）
- 飲酒運転について家族と話し合った

■管理監督職員用

Yes No

- アルコールの作用・害について、正しい知識の周知に努めている
- 飲酒運転の罰則や厳しい処分を職員に周知している
- 事故や違反があった場合の報告義務について、職員に徹底している
- 公務で運転する前のチェック方法を定め、職員に周知している
- 職場の飲み会の際には、飲酒運転をすることのないよう指導を徹底している
- 飲酒運転の反社会性について、意識の定着を図っている
- 飲酒運転を相互に戒め合う職場の雰囲気づくりをしている
- 飲酒運転が他で発生した場合には、職員に知らせ注意を喚起している
- 飲酒運転の防止のための具体的な方策を職員間で話し合い、講じている
- 職員の健康管理（飲酒傾向）に留意している

2 全庁的な取組み

職員から、二度と飲酒運転の問題を出さないために、県を挙げて次の取組みを実践します。

(1) 注意喚起

- 節目節目に校長等の管理監督職員が、飲酒運転の撲滅、職員の綱紀粛正について訓示する。
- 飲酒運転による悲惨な結果を認知させるため、これまでに検挙・逮捕された飲酒運転の事例や社会的影響・経済的損失などに関する情報を、啓発チラシの配布や庁内イントラへの掲示により周知する。
- 毎週金曜日を飲酒運転撲滅を呼びかける日とし、庁内放送により注意喚起を図る。
- 職員倫理規程について、庁内イントラ等を活用して、周知・浸透を図る。

(2) 自覚・倫理意識の向上

- 職場ごとに飲酒運転撲滅に関する宣言文を作成し、職場内の目立つ場所に掲示する。

《宣言文の例》

(表面)

飲酒運転撲滅宣言		
○○○学校		
私たちは、次の取組みにより、この職場から、飲酒運転を撲滅します。		
具体的な取組み		
○	_____	
○	_____	
○	_____	
○	_____	

(裏面)

職名	氏名	印

- 常日頃から、職場内での挨拶を励行するとともに、飲酒運転の撲滅に係る取組み等について職員間で対話する機会を設ける。

(3) 研修の充実強化

- 教育センターが実施する研修カリキュラムに、公務員倫理及び職員の綱紀粛正に関するメニューを充実強化する。また、その中で飲酒運転した場合の刑罰や県の処分基準、懲戒免職となった場合の不利益等についても言及する。
- 飲酒運転による悲惨な事故のビデオを上映し、「自分がもし飲酒運転をしたら」という擬似体験を通じたワークショップやグループ討議を実施する。
- 適切な飲酒方法、飲酒量とアルコール分解能力の関係など、産業医等による講話を実施する。

(4) 校長等の管理監督職員の役割

- 校長をはじめ管理監督職員等は、常日頃から所属職員の健康状態や飲酒の傾向等を把握して、必要に応じて助言や改善指導、専門医による受診勧奨等を行う。

3 各職場での取組み

飲酒運転を撲滅するためには、職場全体で「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という機運を、組織風土として定着させることが重要です。校長等の管理監督職員が中心となって、職員間で話し合いを行い、できることから実践しましょう。

(1) 日常の意識啓発

ア 宣言

- 職員から、飲酒運転は絶対に行わないことを誓う旨の誓約書（本人直筆）を所属長あてに提出してもらう。
- 職場に掲示する飲酒運転撲滅に関する宣言文等を職員全員で唱和する。

イ 声かけ

- 職場内で、定期的に、朝礼又は終礼を実施し、飲酒運転の撲滅について徹底する。
- 職場内で、「飲酒運転をしない、させない、許さない、スピード違反しない、安全運転を遵守する」などの声かけを行う。

ウ 掲示等

- 交通安全標語カレンダーを職場内に掲示し、日々、職員の意識を高める。
- 職員から飲酒運転撲滅に向けた啓発標語を募集し、職場内の目立つ場所に掲示したり、シールにして活用する。
- 飲酒運転をしない旨を記載した三角柱を作成し、職員の机上に置き注意喚起する。
- 職場の出入口に「飲んだら乗らない」などのメッセージを大きく書いた張り紙等を掲示し、注意喚起を促す。
- 警視庁のホームページ等から、飲酒運転受刑者や被害者の手記を取り出し、職員全員にこれを読ませ、飲酒運転の悲惨さを改めて自覚させる。

(2) 飲酒時の具体的取組み

ア 酒席の始まる前

- チェックカードを活用し、職員全員が飲み会の日及び翌日出勤時の交通手段を事前に報告する。

《チェックカードの例》

飲酒運転防止チェックカード	
月 日 氏名 _____	
① ○○会終了後の交通手段等	
<input type="checkbox"/> 徒歩で帰る。	
<input type="checkbox"/> 公共交通機関（列車、バス、タクシー）を使う。	
<input type="checkbox"/> 運転代行車を利用する。	
<input type="checkbox"/> 家族に迎えに来てもらう。	
<input type="checkbox"/> 飲まない人の車に同乗する。	
<input type="checkbox"/> 市内の宿泊施設に宿泊する。	
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
② 翌日出勤する際の交通手段等	
<input type="checkbox"/> 徒歩で出勤する。	
<input type="checkbox"/> 公共交通機関（列車、バス、タクシー）を使う。	
<input type="checkbox"/> 他の県職員の車に同乗する。	
<input type="checkbox"/> 休暇をとる。	
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

- 職員間の円滑なコミュニケーションと注意喚起のため、私的なものも含め飲み会の予定を上司等に報告する。
- 飲み会の日、バスや列車など公共交通機関で帰宅する予定の職員には、あらかじめ発車予定時刻を申告してもらい、宴会の最中であっても周囲が本人に帰宅を促す。また、同じ交通機関で帰宅する人同士で声をかけ合う。
- 職場の飲み会に車で行く場合には、幹事等が車の鍵を預かる。（飲み会后、代行車に鍵を渡す等）
- 職員が利用している運転代行業者の名簿を作成し配布するなどして、代行車の利用を促す。
- 飲み会の日には車で出勤しない。（公共交通機関利用やできるだけ乗り合いで出勤するなど）
- 飲酒運転事案が週末に多発していることから、ややもすれば深酒になりがちな金曜日には、飲み会をセットしない。
- 親睦会等の行事を行う際は、翌日の勤務等に配慮して飲酒時間の制限や、開催日の決定を行う。

イ 酒席中

- 酒席の挨拶や中締め等において、飲酒運転防止の声かけを行う。
- 酒席において、バッジ等の目印の活用（例：赤バッジは飲酒しないで車を運転して帰宅⇨飲酒を勧めない、黄バッジは代行車で帰宅⇨鍵を預かる）により、帰宅手段を明示する。
- 飲みすぎにならないよう、お酌や二次会の参加を無理強いしない。
- 飲み会の翌日に運転業務（どうしてもはずせない業務等）がある場合は、アルコールが体内から抜ける時間を考えて、飲酒を控える。
- 飲酒ストップタイム（原則午後10時）を設定する。その際、あらかじめタイムキーパーを決めておく。

ウ 酒席の終わった後

- 職場の飲み会に車でいった職員が飲酒した場合に、幹事等が代行車による帰宅を確認する。
- 飲んだ翌日は車を運転しない。（できるだけ乗り合いで出勤したり、自ら運転での出勤方法しかない場合は、時間単位で年休を取得するなど）
- 飲んだ翌日は、アルコールチェッカーによる点検を励行する。

(3) 家族等の協力

- 職場から職員の家族に対して、飲酒運転の撲滅について理解と協力を要請する手紙（パンフレット）を送付する。
- 職場から職員の家族に要請し、職員に対する家族からのメッセージや家族の写真等を提供してもらい、職員はそれを携帯したり、机上に挟み込む。
- 飲み会の翌日に、通勤方法が車以外に確保できない職員のため、年度当初に各職員の通勤ルートを確認のうえ、同乗させてもらえる人（乗り合いパートナー）を決めておく。
- 飲食店に翌日まで車の鍵預かり等についての協力を要請する。

(4) その他

- カードに職員が自らの決意や目標等を記載し、携帯する。（マインドカードの取組み）

《マインドカードの例》



- 自動車運転技士など、車の運転が業務又は業務の一部となっている職員については毎日始業前に、自ら運転により出張をする者については運転前に、アルコールチェッカーによる確認を行う。
- 職場の親睦会で、職員のアルコールチェッカー購入を助成する。
- 庶務担当者等が、車で出勤している職員について、登庁後から帰庁時まで車の鍵を預かる。（職員が帰庁する際に、その日飲み会があるかどうか確認するなど、飲酒運転の防止の意識付けを行う。）
- 宿泊を伴う出張の際には、滞在期間中、宿泊先に車の鍵を預ける。
- 飲酒運転による逮捕者等が出たことについて組織としての反省の意を込め、各職場の判断により、職場での飲酒を自粛する。
- 公共交通機関の利用を促すため、バス時刻表等を配布する。
- 交通安全意識を高めるとともに、割引カードとしても使えるSDカードの取得を奨励する。また、優良者（〇〇年以上）を表彰する等、定期的な取得に取り組む。

Ⅲ 参考資料

○ 山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例

本県では、県民の負託を受けた議会が提案した「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」が平成20年3月21日に公布され、即日施行されています。

飲酒運転の撲滅（飲酒運転をしない、させない、許さない）は、全県民の願いであり、県民運動として取り組んでいくものです。

山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例

平成20年3月21日
山形県条例第16号

（目的）

第1条 この条例は、飲酒運転を撲滅するため、県民の意識の高揚を図り、県、県民及び事業者が一体となった取組を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 飲酒運転 酒気を帯びた者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号に規定する自転車等の軽車両（以下「自動車等」という。）を運転する行為をいう。

（2） 事業者 県内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

（県の責務）

第3条 県は、飲酒運転を撲滅するための施策を総合的かつ体系的に推進する責務を有する。

（公職にある者の率先垂範）

第4条 公職にある者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する者をいう。）及びこれに準ずる者は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、飲酒運転が運転者の正常な判断を誤らせ、重大事故の原因となるものであることを自覚し、日頃から一人ひとりが飲酒運転をしない、させないという強い意思をもって、家庭や地域において飲酒運転の撲滅に自主的に取り組むものとする。

2 県民は、県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、日頃から飲酒運転をしない、させない、許さないことを徹底し、従業員等に対し、飲酒運転の撲滅のための教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努めるものとする。

(行政の役割)

第7条 県は、県民及び事業者の飲酒運転の撲滅に向けた主体的な活動を促進するとともに、飲酒運転の撲滅のための施策の推進に当たって、関係団体及び市町村と十分な連携を図るものとする。

2 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、家庭や地域における飲酒運転の撲滅のための取組を一層促進するとともに、当該市町村区域内の実情に応じた飲酒運転の撲滅のための施策を実施するよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第8条 県は、飲酒運転の検挙者数及び事故件数、県民及び事業者の取組の状況その他の飲酒運転の撲滅のための情報を積極的に提供するとともに、県民及び事業者が自覚を持って飲酒運転の撲滅に取り組めるよう、飲酒運転の撲滅のための普及啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(特定の事業者の努力義務)

第9条 旅客自動車運送事業を営業者、貨物自動車運送事業を営業者その他の自動車等を運行することを主たる事業とする事業者は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認するよう努めるものとする。

2 酒類を提供する飲食店を営業者、酒類販売業者その他の酒類を取り扱う者及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で有料のものを所有し、又は管理する者は、利用者に見えやすい場所に飲酒運転の撲滅を呼びかける文書等を掲示する等、飲酒運転の撲滅のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 タクシー事業者、自動車運転代行業者その他の飲酒運転を防止する手段となり得る事業を営業者は、飲酒運転の撲滅に向け、自らの事業の活用促進のための広報活動の充実などに努めるものとする。

(再発防止)

第10条 県は、飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害者等の支援体制)

第11条 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に応じるなど適切に対応するものとする。

2 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等に対して援助を行う団体の活動が促進されるよう、情報の提供等に十分配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 飲酒運転に係る罰則等

平成 21 年 6 月 1 日から、飲酒運転に係る行政処分が強化されました。
違反点数が引き上げられ、酒気帯び運転（13 点）の場合でも、過去に 2 点以上の違反歴があれば、免許取消（累積 15 点）になります。

飲酒運転の罰則等（警視庁のHPより）

道路交通法 酒気帯び運転等の禁止

第六十五条 第一項

何人も、酒気を帯びて**車両等を運転してはならない。**

第六十五条 第二項

何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、**車両等を提供してはならない。**

第六十五条 第三項

何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、**酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。**

第六十五条 第四項

何人も、車両（トロリーバス及び道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七十七条の二の二第二号及び第一百七十七条の三の二第二号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する**車両に同乗してはならない。**

危険運転致死傷罪（刑法第208条の2）

アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で運転して、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、最長 20 年の懲役を科せられます。

**飲酒運転は運転者にも周囲の人にも
厳しい罰則が設けられています！**

運転者に対する処罰

[罰則]

酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

[違反点数] ※平成21年6月1日の法改正から点数引き上げ

違反種別		点数	改正後	行政処分
酒酔い運転		25点	35点	免許取消 (欠格3年)
酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度)	0.25mg以上	13点	25点	免許取消 (欠格2年)
	0.25mg未満 (0.15mg以上)	6点	13点	免許停止90日 15点で免許取消

(注) 免許停止・免許取消の前歴なしの場合

運転者以外の周囲の責任についての処罰

[車両提供者は運転者と同じ処罰に！]

運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

[酒類の提供・車両の同乗者]

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

**飲酒運転に係る車両等提供・酒類提供・同乗も
運転免許の行政処分（取消・停止）に！！**

運転免許が取消処分になった事例

事例1	知人の男性が酒を飲んでいることを知りながら、自分の車を提供し、同乗した女性が車両提供、同乗罪で2年間の運転免許取消し
事例2	飲食店を経営する店主が、客が車で来店しているのを知りながら、店内において日本酒、ビール等を提供し、酒類提供罪として2年間の運転免許取消し

○ 飲酒運転に係る懲戒処分の基準

平成 18 年 12 月 1 日、県教育委員会では、職員の懲戒処分の基準を定め
ました。酒酔い運転は免職、酒気帯び運転は原則として免職となります。

懲戒処分の基準（抜粋）

2 交通違反・交通事故に係る懲戒処分の基準

(1) 飲酒運転に係る懲戒処分の基準

- ①酒酔い運転をした者は、免職とする。
- ②酒気帯び運転をした者は、原則として、免職とする。ただし、酌量すべき事実が認められる場合等は停職とする場合がある。
- ③事故等が明らかになった時点で道路交通法上の飲酒運転に係る違反に問われない場合等でも、飲酒の事実が確認できる場合であって、かつ、同法の基準に照らし、飲酒運転相当と認められる場合は、酒気帯び運転とみなして規定を適用する。

(2) その他の交通違反・交通事故に係る懲戒処分の基準

違反等について、次の①(ア)から(ウ)の各基準点により算出した点数を、②処分基準点に照らして、処分量定を判断する。

①違反者及び事故者の法違反基準点及び事故基準点

違反・事故の内容		点 数		備 考
(ア) 法 違 反 基 準 点	無免許運転	○無免許運転	21	○同時に2以上の違反行為があるときは高い方の点数による。 なお、その違反の中に○印の違反が2の場合は6点を、○印の違反が1の場合は1点をそれぞれ加算する。
		期限切無免許運転	8	
	○暴走運転	制限速度超過 50km/h以上	13	
		制限速度超過 30km/h以上（高速道 路においては40km/ h以上）50km/h未満	9	
その他の違反		3～2		
(イ)	ひきにげ	18～13		
II	あてにげ	8～4		
(ウ) 事 故 基 準 点	死亡（傷害致死も含む）	責任の重いとき	24	○「責任の重いとき」とは、事故がもっぱら加害者の不注意によって起きたときをいう。 ○○印の違反を行って事故を起した場合、及びひきにげ・あてにげの場合は、「責任の軽いとき」を適用しない。 ○1事故で2人以上の被害者がいる場合は、重い方の被害者で判断し、事情により加算する。
		II 軽いとき	14	
	重傷（入院治療を要する期間が30日以上）	II 重いとき	9	
		II 軽いとき	7	
	軽傷（重傷以外の場合）	II 重いとき	6～3	
		II 軽いとき	4～2	
物損	II 重いとき	3		
	II 軽いとき	2		

②処分基準点（算出方法：処分基準点＝(ア)法違反基準点＋(イ)法違反基準点＋(ウ)事故基準点）

処分の種類	処分の内容	点 数	備 考
戒 告		8・9	○加点する場合 ・事故者が管理職の場合は、2点の範囲内で加点する。 ・累犯の場合は、2点の範囲内で加点する。 ○情状 特別の情状があると認められる場合は、3点の範囲内で加減することができる。
減 給	1月～3月	10～12	
	4月～6月	13～15	
停 職	1日～14日	16～18	
	15日～29日	19・20	
	1月～3月	21～24	
	4月～5月	25・26	
	6月～12月	27・28	
免 職		29以上	

(3)違反を教唆した者等の取扱い

違反を教唆した者、違反を知りながら止めさせなかった者、又は自動車等を運転することを知りながら飲酒を勧めた者等についても違反者等と同様の基準を適用する。ただし、事故基準点は、原則として加点しない。

「懲戒免職」により失うもの

毎月の給与、賞与、退職金、
年金（職域加算部分）、
社会的な信用、幸せな家庭生活 等々
失うものは計り知れません。

○ 飲酒運転撲滅の啓発チラシ

H21.7 教育庁総務課作成

醒めたと思った翌朝でも捕まっています！

===眠っても、お酒はなかなか醒めません===

~~~~~飲酒運転撲滅のための参考資料 No.1 ~~~~~

飲酒後間もない時間や酔いの自覚があるときの運転は言語道断ですが、飲酒後一定程度の睡眠をとり、すっきり目覚めた翌朝においても、実は体内からのアルコールの消出が完全ではなく、飲酒運転になってしまうケースもあります。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を自らの意志で確実に実践するためには、このような事態となりうる原因についてもしっかり頭に入れ、自らをきちんとコントロールしていくことが大事になります。

以下の内容をひとつの目安として、自分自身の飲酒量・飲酒時間について見つめ直し、お酒を飲んだ後にも楽しく愉快でいられるよう、また自分自身はもとより家族や職場にも迷惑をかけないよう心がけましょう。

- 酔いの度合いは、体内に摂取された純アルコール量で決まります。
- 酒の種類・度数は多種多様ですが、ビール大びん1本、日本酒1合に含まれる純アルコール量はほぼ同量（23g前後）のようです。
- 飲んでからアルコールが抜けるまでに要する時間は、個々人の体重・体質等により差異がありますが、

**おおよその目安として、**

**ビール大びん1本 又は 日本酒1合 分の  
アルコールが抜けるまで、3時間程度を要するようです。**

- 純アルコール量とアルコールが抜けるのに要する時間には比例関係があるとされ、ビール大びん2本では6時間、3本では9時間となるようです。
- 以上を参考に、飲んだ量から酔いが覚めるまでどれ位の時間がかかるのか、翌日の行動予定から逆算して何時頃までどれ位飲めるか、ということも頭に置きながら、「飲酒運転は絶対にしない、ならない」よう、適切な飲酒に心がけましょう。

「昨日飲み過ぎたので、やっぱり出勤はバスにしよう。」  
「明朝6時には運転だから、今日は少しセーブしよう。」

- 過信は禁物ですが、市販のアルコールチェッカーを活用し、自分の状態を知ることもひとつの方法です。

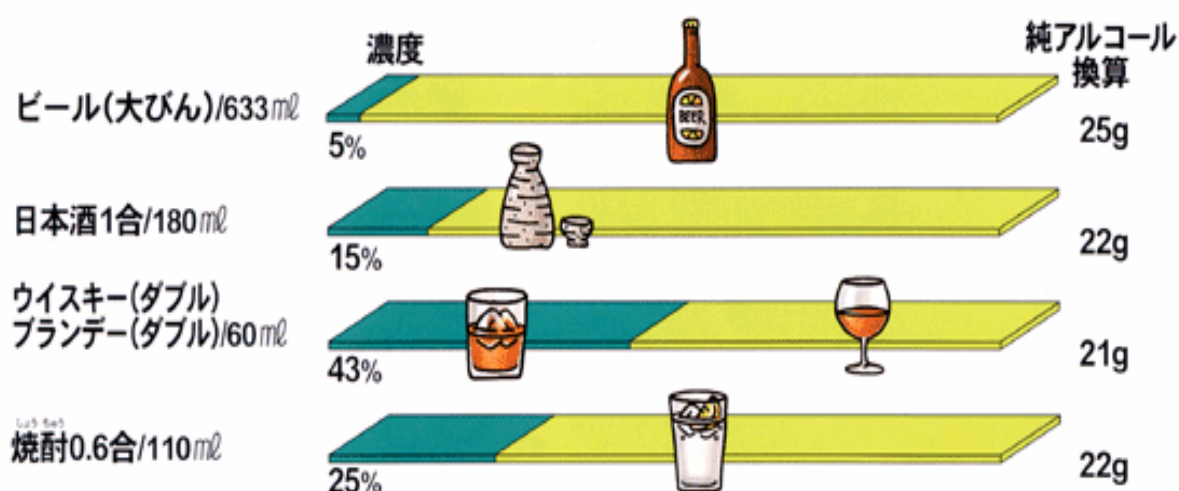
- 所属職員一人一人が、飲酒運転をなくすためにどうしたらいいのか、職場で十分に話し合い、その方法を考え、工夫をし、実効性のある取組みを進めていきましょう。
- 職場だけでなく、家族とも一緒に話し合ってみましょう。

## お酒を飲んだ後、酔いがさめるまでどのくらいかかるの？

### ◆お酒の1単位

ビールは大びん1本(633ml)、日本酒は1合(180ml)、ウイスキーはダブル1杯(60ml)、焼酎0.6合(110ml)をアルコールの摂取量の基準としてお酒の1単位としています。

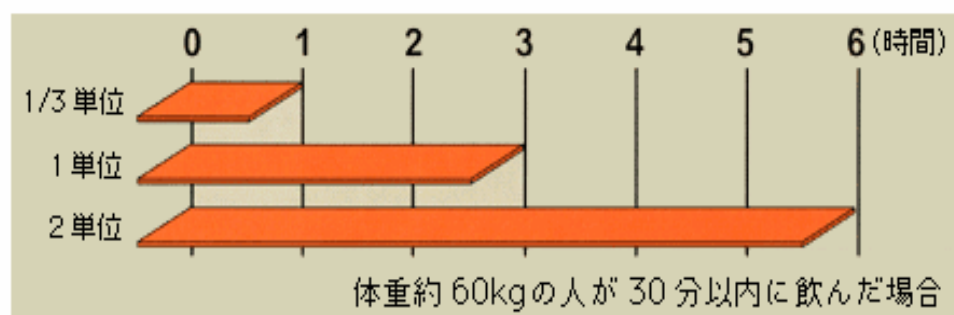
お酒の1単位を純アルコールに換算するとほぼ23g前後となります。



### ◆酔いがさめるまでの時間

体重約60kgの人で30分以内に飲んだ場合、1単位のアルコールは約3時間体内にとどまります。2単位の場合ではアルコールが体内から消失するまで約6時間かかります。もちろん、体質的にお酒に弱い人や女性はもっと長い時間がかかります。

早い時間帯に飲みはじめ早めに切り上げると(遅くとも12時)就寝している間に酔いはさめますが、深夜まで飲んでしていると翌朝起床後まで体内にアルコールが残り、二日酔いとなってしまいます。



## アルコール血中濃度と酔いの状態

|       | 血中濃度 (%) | 酒量                                               | 酔いの状態                                                          |     | 血中濃度 (%) | 酒量                                         | 酔いの状態                                            |
|-------|----------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----|----------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 爽快期   | 0.02~    | ビール<大びん><br>(~1本)<br>日本酒(~1合)<br>ウイスキー・シングル(~2杯) | さわやかな気分になる<br>皮膚が赤くなる<br>陽気になる<br>判断力が少しにぶる                    | 酔酩期 | 0.16~    | ビール(4~6本)<br>日本酒(4~6合)<br>ウイスキー・ダブル(5杯)    | 千鳥足になる<br>何度も同じことをしゃべる<br>呼吸が速くなる<br>吐き気・おう吐がおこる |
|       | 0.04     |                                                  |                                                                |     | 0.30     |                                            |                                                  |
| ほろ酔い期 | 0.05~    | ビール(1~2本)<br>日本酒(1~2合)<br>ウイスキー・シングル(3杯)         | ほろ酔い気分になる<br>手の動きが活発になる<br>抑制がとれる(理性が失われる)<br>体温が上がる<br>脈が速くなる | 泥酔期 | 0.31~    | ビール(7~10本)<br>日本酒(7合~1升)<br>ウイスキー・ボトル(1本)  | まともに立てない<br>意識がはっきりしない<br>言語がめちゃめちゃになる           |
|       | 0.10     |                                                  |                                                                |     | 0.40     |                                            |                                                  |
| 酔酩初期  | 0.11~    | ビール(3本)<br>日本酒(3合)<br>ウイスキー・ダブル(3杯)              | 気が大きくなる<br>大声でかなりたてる<br>怒りっぽくなる<br>立てばふらつく                     | 昏睡期 | 0.41~    | ビール(10本以上)<br>日本酒(1升以上)<br>ウイスキー・ボトル(1本以上) | ゆり動かしても起きない<br>大小便はたれ流しになる<br>呼吸はゆっくりと深い<br>死亡   |
|       | 0.15     |                                                  |                                                                |     | 0.50     |                                            |                                                  |

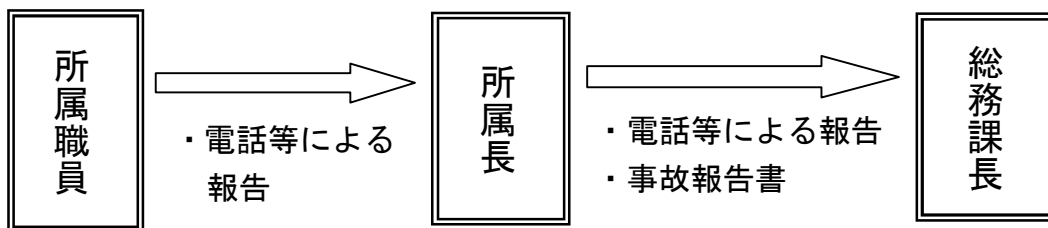
社団法人アルコール健康医学協会ホームページより

## ○ 事故報告の手順

飲酒運転に限らず、職員が交通事故等を起こした場合は、電話等により直ちに事故報告をしなければなりません。

また、所属職員からの報告により交通事故の発生を知った所属長は、総務課長（教職員室長）に対し、当該事故の概況を電話等で速やかに報告するとともに、当該交通事故について調査し、事故報告書を提出しなければなりません。

### 【事故報告の流れ】



※ 報告が必要な「交通事故」とは次のものをいいます。

- ① 物損事故、人身事故などのいわゆる交通事故
- ② 30 km/h 以上のスピード違反などの免許停止処分、免許取消し処分などの行政処分を受けることとなる交通違反
- ③ 飲酒運転などの罰金刑や懲役刑が課されることとなる交通違反

### 【注意】

事故報告書を提出した後、事故が完了（司法処分、行政処分、示談など）したときは、忘れずに、交通事故処理完了報告書を提出する必要があります。



表紙のマークは、山形県の「山」の文字を子どもたち、家族で表し、お酒のボトルで車を表現し、絶対飲まないことを両手でデザインしたものです。

※ 平成 20 年 6 月に山形県交通安全対策協議会で公募・採用した「飲酒運転撲滅啓発ステッカー」のデザインです。

